

関係機関の長 様

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

个人防护具（厚生労働省備蓄品）の配布の実施について（照会）

本県の感染症対策について、日頃より多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省から別紙写し（令和8年10月20日付け事務連絡「个人防护具の配布の実施について」）のとおり連絡があり、厚生労働省が備蓄する个人防护具のうち、令和9年度に使用推奨期限を迎える物資の無償配布が行われることになりました。

つきましては、配布希望に関する調査を行いますので、配布を希望する場合は下記により申請願います。なお、希望しない場合の報告等は不要です。

記

1 配布の内容について

(1) 配布対象の个人防护具

医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド

(2) 配布時期

令和9年2月頃を目途に順次配送

※配送開始時期等の詳細は厚生労働省 HP に掲載予定

2 申請方法

以下の URL 又は QR コードから「オンライン申請サービス」にアクセスし、必要事項を入力して回答してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-fukushima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1746



3 申請期限

令和8年11月13日（金）23時59分まで

4 留意事項

- (1) 配布された个人防护具は、希望した施設が自ら使用してください。
- (2) 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行いません。
- (3) 配布を希望した施設は、配布の可否にかかわらず、施設名、住所、また当該施設への配布数量は厚生労働省の HP 上で公開されます。
- (4) 申請期限以降のキャンセル・数量変更、配送品の受取拒否はできません。 配布希望にあたっては、使用推奨期限や保管場所を十分に確認いただいた上で、適切な数量を申請してください。
- (5) 希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合、厚生労働省において設定された優先順位に基づき、配布対象及び配布数量を調整・決定します。
- (6) その他、留意事項詳細については、別紙「申請にあたっての留意点」及び厚生労働省からの事務連絡・Q&A 等をご確認ください。

(事務担当 感染症対策課 副主査 紺野 電話 024-521-8657)